

当法人では、2026 年 10 月施行の改正男女雇用機会均等法に基づき、求職者及び実習生に対するセクシュアルハラスメント行為を禁止しています。

面接官を含む全職員に対して方針を周知・徹底し、求職者の皆様が安心して選考に臨める環境づくりに努めています。

■ハラスメントの禁止

面接や面談、SNS 等のオンラインでのやり取りを含め、性的な質問、不必要な身体への接触、私的な誘いなどのセクシュアルハラスメント行為、および高圧的な言動を一切容認しません。

■職員への周知・教育

面接官を務める医師やスタッフをはじめ、全労働者に対して定期的な研修や啓発を行い、適切な選考ルールの厳守を義務付けています。

■相談窓口の設置

選考中の段階でも、万が一不安に感じたことや不適切な言動があった場合に相談できる専用の窓口（人事企画本部人財開発部）を設けています。ご相談内容が選考の可否に影響することは一切ありません。

